

平成14年12月5日

外部評価委員会審議議案に対する意見

外部評価委員会委員 瀬口清之

1. 本事業を実施する民間事業者の募集及び選定に関し、総合評価一般競争入札を適用したことについて

杉並区が本事業のような長期にわたる維持管理を伴う事業にPFI方式を採用し、効率性を追求しようとした姿勢は高く評価できる。しかもその具体的な進め方について日本を代表する専門家等から構成されるPFI事業審査委員会に検討を委ね、その決定プロセスを公表して透明性を確保するなど、手順についても適正なものであったと判断される。

今回の案件のように長期にわたるPFI事業の入札に際して考慮すべき重要な要件は2点あると考えられる。第1に効率性（価格を低く抑えること）、第2に事業継続の安定性である。長期にわたる維持管理を伴う事業は、単にコストを低く抑えるだけでなく、契約期間満了に至るまでの間、請け負い業者が安定的に事業を運営できるかどうかも重要な判断基準となる。第1の効率性要件をあまりに厳しく追求しすぎると、長期的に事業運営の採算を取ることが難しくなり、第2の要件である安定性が阻害される可能性が高まる。つまり2つの要件を満たすことはジレンマの関係にある。入札に当たっては2つの要件が同時に満たされる水準に価格設定をすることが求められる。

第1の要件の検討については次の項目に譲ることとし、ここでは第2の要件について意見を述べる。

そもそも業者が本事業の入札に参加するということは、その業者としては長期にわたって安定的に維持管理事業を運営できると判断しているとの意思表示をしたとみなしうる。しかし、その業者自身の判断の妥当性をチェックするには、その業者の業容を総合的に評価することが必要である。今回の入札においてこの点が十分に配慮されていたかどうかという点が、事業運営の安定性確保の上で重要なチェックポイントである。

その確認方法については2つの方法が考えられる。1つは専門家によるチェック、もう一つは既存の類似案件との比較によるチェックである。今回のような公会堂の案件について他に類例がなければ、専門家による事前チェック以外には方法がないと考えられる。

2．入札参加者が1社の場合における入札の有効性と競争性について

最終的に入札参加者が1社しか残らなかったという事実の解釈については2つの可能性が考えられる。1つは入札予定価格の設定水準の採算性に関する判断等から、結果的にたまたま1社しか対応できなかったということである。もう一つは入札業者間に談合等何らかの不正行為が行われた可能性である。

前者であれば問題はない。結果的に1社入札となったとしても、入札するか否かの段階で競争原理が働いていたと考えることができ、入札の有効性・競争性は否定されないと判断される。

後者については、今回の入札に応募しながら結局入札への参加を見送った2者の関係者や専門家等から、最終的に入札参加を見送った背景について改めて聴取し、事実関係を明らかにすることが必要であると考えられる。

なお、仮に上記の調査を通じて、個別具体的な問題が発見されなかった場合でも、今後必ず複数社が入札に参加することを競争入札の条件とするようなルールを定めるなど、行政執行における透明性を確保する対策を講じることは検討に値する。

最後に、留意事項について付け加える。

こうした契約の場合、一旦落札した後、落札業者の方から設計変更が提案され、それが認められて、変更部分について随意契約を締結することがある。その場合、設計変更の部分のウェイトが大きくなり、その結果最終的な請け負い価格が当初の落札価格に比べて大幅に上積みされる可能性がある。今回の案件についてはそうした随意契約の多用により実質的に大幅な価格上乘せが行われることのないよう厳格にチェックしていくことが必要である。

以上